

## 使用料調書

1	芸術館塔入場料	1
2	自転車等駐車場使用料	3
3	老人福祉センター使用料(入浴施設)	5
4	墓地公園管理使用料	7
5	斎場使用料(火葬場)	11
6	斎場使用料(式場等)	13
7	植物公園入園料	15
8	園芸指導センター使用料(入浴施設)	17
9	ふるさと農場使用料	19
10	駐車場使用料(一般会計)	21
11	駐車場使用料(特別会計)	23
12	市営住宅駐車場使用料	25
13	市営住宅污水处理場使用料	27
14	幼稚園保育料	29
15	幼稚園預かり保育料	31
16	市場使用料	33
17	体育施設使用料	37
18	調書を作成しない使用料の資料	55

## 使用料調書

使用料名	芸術館塔入場料
根拠条例等	水戸芸術館条例
担当課	文化交流課

使用料の状況				
概要及び単価等	芸術館塔の入場料 全高100m, 展望室高さ86.4m, 大人200円, 小人100円			
改定の経緯	平成2年の塔の利用開始から現在の単価であり, 改定はしていない。			
年 度	25年度	26年度	27年度	25~27年度平均
決算額(千円)	2,284	2,024	2,304	2,204
件 数	12,282	10,838	12,294	11,805
減免の状況	(入場料の免除) 教育活動における本市の小中学生, 本市等の 高齢者, 障害者等の利用		年 度	27年度
			金額(千円)	329
			件数	1,820

施設運営コスト				
①運営経費(27年度決算)				
区 分	積 算 概 要	金額(千円)		
需用費	電気料 2,842	2,842		
委託料	エレベーター保守点検 1,182 清掃業務 423 (面積按分)26,438,400*1.6%=423,014(円) 警備業務 431 (面積按分)26,913,600*1.6%=430,618(円)	2,036		
その他の経費	券売機(リース料・保守料・用紙) 178 現金払込用紙 1 火災保険料 5 (面積按分)337,648*1.6%=5,402(円)	184		
計		5,062		
②施設修繕料(25~27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	-	-	-	-

③人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費		
嘱託員 報酬等		
臨時職員 賃金等	フェイス賃金等(入場受付及び案内) 1,583	1,583
その他 (報償費)		
計		1,583

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		50%
=	$\frac{2,304}{5,062 + \square - 1,583 + \square - \square}$	= 34.7%
<p>受益者負担率等についての考察</p>	<p>平成27年度の受益者負担率は基準の50%に達していないが、前回調査時(平成25年度)に比べ、施設運営コストについては、人件費の削減に努めた結果、減少している(6,772千円→6,645千円)。 入場料を値上げすることがないよう、さらなる経営改善に努めながら、水戸市のシンボルである水戸芸術館及び塔を県内外へPRし、集客を図ってまいりたい。</p>	

他市等の状況

日立市	なし
ひたちなか市	なし
土浦市	なし
つくば市	松見公園展望塔(全高45m 大人100円 小人50円)
大洗町	大洗マリンタワー(全高60m 展望室高さ55m 大人330円 小人160円)
神栖市	港公園展望塔(全高52m 大人200円 小人100円)
宇都宮市	宇都宮タワー(全高89m 展望室高さ30m 大人190円 小人90円)

## 使用料調書

使用料名	自転車等駐車場使用料
根拠条例等	水戸市自転車等駐車場条例
担当課	地域安全課

使用料の状況				
概要及び単価等	自転車等駐車場の使用料 水戸駅北口地下自転車等駐車場, 水戸駅南口(東棟・西棟)自転車等駐車場, 赤塚駅(北口・南口・南口第2)自転車等駐車場 一時使用 1日1回 自転車150円, 原動機付自転車及び小型自動二輪車200円 定期使用 1年 自転車 一般30,000円, 学生15,000円 (詳細は次ページ) 原動機付自転車及び小型自動二輪車 一般45,000円, 学生22,500円			
改定の経緯	平成15年度 自転車50円・原動機付自転車50円⇒自転車100円・原動機付自転車等150円 平成17年度 自転車100円・原動機付自転車150円⇒自転車150円・原動機付自転車等200円			
年度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	94,982	94,894	93,278	94,385
件数	151,339	158,525	154,961	154,942
減免の状況	生活保護受給者,各種障害者手帳保有者の使用料 全額免除		年度	27年度
			金額(千円)	-
			件数	5,962

施設運営コスト				
①運営経費(27年度決算)				
区分	積算概要		金額(千円)	
需用費	・水戸市負担分 3,300 消耗品費 10 光熱水費 3,290 ・指定管理者負担分 3,343 消耗品費 2,000 印刷製本費 487 光熱水費 856		6,643	
委託料	・水戸市負担分 355 市有施設定期点検業務 355 ・指定管理者負担分 5,318 清掃業務 1,210 樹木剪定業務 216 緊急通報業務 518 機器保守点検業務(5件) 3,374		5,673	
その他の経費	・水戸市負担分 1,728 火災保険料 153 自動券売機リース(3箇所) 1,239 AEDリース 135 使用料返還金 201 ・指定管理者負担分 594 通信運搬費 194 広告宣伝費 400		2,322	
計			14,638	
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く 市分と指定管理者分合算				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	860	2,560	1,383	1,601

③人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要	金額(千円)
職員人件費	事務配分率25% 8,300×25%=2,075	2,075
嘱託員報酬等		-
臨時職員賃金等	管理人人件費 55,462(指定管理者負担)	55,462
その他(報償費)		-
計		57,537

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		100%
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">93,278</span>		= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">126.4%</span>
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">14,638</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1,601</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">57,537</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> - <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>		
受益者負担率等についての考察	受益者負担率は100%を超えており、現在の使用料額は適正であると考え。	

他市等の状況

日立市	一時使用 1日1回 自転車100円, 原動機付自転車210円, 自動二輪車330円 定期使用 1年 自転車 一般13,440円~21,000円, 学生9,400円~14,700円 原動機付自転車 一般・学生31,520円 自動二輪車 一般・学生38,880円
ひたちなか市	一時使用 1日1回 自転車100円~300円, 原動機付自転車150円 定期使用 1年 自転車 一般7,300円~20,000円, 学生4,900円~16,000円 原動機付自転車 一般・学生24,700円
土浦市	一時使用 1日1回 自転車150円, 原動機付自転車200円 定期使用 1年 自転車 一般25,200円~31,440円, 学生18,840円~25,200円 原動機付自転車 一般44,040円, 学生35,160円
つくば市	一時使用 1日1回 自転車100円~150円, 原動機付自転車200円~300円, 自動二輪車300円~450円 定期使用 1年 自転車 一般13,560円~23,040円, 学生6,780円~11,520円 原動機付自転車 一般23,040円~30,840円, 学生11,520円~15,420円 自動二輪車 一般44,840円, 学生22,420円

(水戸市の定期利用の詳細)

期間	自転車		原動機付自転車・ 小型自動二輪車	
	一般	学生	一般	学生
1ヶ月	3,000円	1,500円	4,500円	2,250円
3ヶ月	7,500円	3,750円	11,250円	5,625円
6ヶ月	15,000円	7,500円	22,500円	11,250円
1年	30,000円	15,000円	45,000円	22,500円



③人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要	金額(千円)
職員人件費	7施設 10人分 ※事務配分率10%とする	7,997
嘱託員報酬等	7施設 19人分 ※事務配分率10%とする	4,078
臨時職員賃金等	7施設 4人分 ※事務配分率10%とする	492
その他(報償費)		-
計		12,567

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		50%
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4,789</span>		
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">27,553</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2,204</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">12,567</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> - <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>		= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">11.3%</span>
受益者負担率等についての考察	<p>前回の使用料等審議会の答申を踏まえ、平成26年7月1日から入浴施設使用料を有料化し、1回100円としたところである。</p> <p>老人福祉法において無料又は低額な料金で使用できる施設と規定されていることから、今後についても、同様の制度・料金を継続したい。</p> <p>(参考)</p> <p>H27決算(入浴施設関係) 支出 42,324千円, 歳入 4,789千円                  H27入浴施設延べ利用者数 53,345人(センター利用者数の約50%)</p>	

他市等の状況

日立市	4か所の老人福祉センターを設置(うち3か所は直営, 1か所指定管理者制度導入) 施設使用料は基本的には無料, はまぎく荘のみ市内100円, 市外200円
ひたちなか市	6か所の老人福祉センターを設置(社協が指定管理者) 施設使用料は市内100円, 市外400円
土浦市	3か所の老人福祉センターを設置(うち2か所は社協, 1か所は民間が指定管理者) 施設使用料は60歳以上又は小学生以下が無料, それ以外は市内300円, 市外500円
つくば市	3か所の老人福祉センターを設置(全て直営) 施設使用料は60歳以上又は小学生以下が無料, それ以外は市内210円, 市外510円

※上記は、すべて施設使用料。水戸市の入浴施設を除く施設使用料は、市内居住の60歳以上が無料, 60歳未満及び市外居住者は300円。

## 使用料調書

使用料名	墓地公園管理使用料(H27決算ベース)
根拠条例等	水戸市公園墓地条例
担当課	衛生管理課

使用料の状況				
概要及び単価等	浜見台霊園及び堀町公園墓地の管理料 使用面積1㎡当たり1年につき800円 墓地1区画当たり面積 (浜見台霊園)4㎡～36㎡以下 (堀町公園墓地)4㎡			
改定の経緯	平成10年 600円→800円/年・㎡			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	38,354	38,234	38,108	38,232
件 数	7,435	7,463	7,484	7,461
減免の状況	生活保護受給者等		年 度	27年度
			金額(千円)	61
			件数	11

施設運営コスト				
①運営経費(27年度決算)				
区 分	積 算 概 要	金額(千円)		
需用費	消耗品費	328	1,705	
	燃料費	231		
	印刷製本費	391		
	光熱水費	603		
	修繕料	152		
委託料	清掃及び樹木管理	11,103	12,187	
	園内警備	454		
	支障樹木剪定	400		
	その他	230		
その他の 経費	通信運搬費	631	4,139	
	手数料	313		
	火災保険料	2		
	自動車損害保険料	68		
	使用料及び賃借料	442		
	工事請負費	2,538		
	公課費	18		
	償還金利子及び割引料	127		
計			18,031	
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	1,119	186	13	439



③人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	行政職 技能労務職 (8,300×1人)*1=8,300 (7,900×1人)*1=7,900 【墓地公園職員分】 8,300×2.3人=19,090 【本課職員分】	35,290
嘱託員 報酬等	報酬 1,135 共済費 175	1,310
臨時職員 賃金等	賃金 447 共済費 73	520
その他 (報償費)		-
計		37,120

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		100%
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">38,108</span>		
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">18,031</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">439</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">37,120</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> - <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>		= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">68.6%</span>
受益者 負担率 等につい ての考察	平成28年度から公園墓地維持管理業務の民間委託を行っていることを踏まえ、平成28年度予算額に基づき作成した別紙調書により検討したい。	

他市等の状況

日立市	成沢霊園 562円/m <sup>2</sup> , 十王霊園 620円/m <sup>2</sup> , 東平霊園 1,000円/m <sup>2</sup> , 鞍掛山霊園 1,526円/m <sup>2</sup>
ひたちなか市	磯崎墓地 252円/m <sup>2</sup> , 堀口墓地 262円/m <sup>2</sup> , 高野墓地 262円/m <sup>2</sup> , たかのす霊園 788円/m <sup>2</sup>
土浦市	今泉第一霊園 635円/m <sup>2</sup> , 今泉第二霊園432~749円/m <sup>2</sup>
つくば市	市営墓地なし

使用料調書

使用料名	墓地公園管理使用料(H28予算ベース)
根拠条例等	水戸市公園墓地条例
担当課	衛生管理課

使用料の状況				
概要及び単価等	浜見台霊園及び堀町公園墓地の管理料 使用面積1㎡当たり1年につき800円 墓地1区画当たり面積 (浜見台霊園)4㎡～36㎡以下 (堀町公園墓地)4㎡			
改定の経緯	平成10年 600円→800円/年・㎡			
年度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	38,354	38,234	38,108	38,232
件数	7,435	7,463	7,484	7,461
減免の状況	生活保護受給者等	年度	27年度	
		金額(千円)	61	
		件数	11	

施設運営コスト				
①運営経費(28年度予算)				
区分	積算概要	金額(千円)		
需用費	消耗品費	367	2,172	
	燃料費	144		
	印刷製本費	700		
	光熱水費	761		
	修繕料	200		
委託料	公園墓地管理業務(浜見台霊園)	10,035	21,361	
	清掃及び樹木管理	10,757		
	その他	569		
その他の経費	通信運搬費	704	3,399	
	広告料	16		
	手数料	348		
	火災保険料	2		
	使用料及び賃借料	489		
	工事請負費	1,780		
	原材料費	50		
	償還金利子及び割引料	10		
計			26,932	
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	1,119	186	13	439

③人件費(28年度予算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	行政職 8,300×2.3人=19,090【本課職員分】	19,090
嘱託員 報酬等		-
臨時職員 賃金等		-
その他 (報償費)		-
計		19,090

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		100%
=	$\frac{38,108}{26,932 + 439 + 19,090 + \square - \square}$	= 82.0%
受益者 負担率 等につい ての考察	基準をやや下回っているが、浜見台霊園維持管理業務の民間委託化に伴い、平成27年度決算による算定から受益者負担率が大きく改善(68%→82%)していることから、現行どおりの使用料としたい。 なお、さらなる経営改善に向けて、コスト削減や管理料の増加に努める。	

他市等の状況

日立市	成沢霊園 562円/m <sup>2</sup> , 十王霊園 620円/m <sup>2</sup> , 東平霊園 1,000円/m <sup>2</sup> , 鞍掛山霊園 1,526円/m <sup>2</sup>
ひたちなか市	磯崎墓地 252円/m <sup>2</sup> , 堀口墓地 262円/m <sup>2</sup> , 高野墓地 262円/m <sup>2</sup> , たかのす霊園 788円/m <sup>2</sup>
土浦市	今泉第一霊園 635円/m <sup>2</sup> , 今泉第二霊園 432~749円/m <sup>2</sup>
つくば市	市営墓地なし

## 使用料調書

使用料名	斎場使用料(火葬場)
根拠条例等	水戸市斎場条例
担当課	衛生管理課

使用料の状況								
概要及び単価等	市内				市外			
	大人	子供	死産児	汚物・身体の一部	大人	子供	死産児	汚物・身体の一部
		5,000	2,500	1,500	2,000	40,000	20,000	12,000
改定の経緯	平成17年7月から 市内無料→市内有料							
年度	25年度	26年度	27年度	25~27年度平均				
決算額(千円)	20,122	19,357	19,611	19,697				
件数	2,685	2,688	2,756	2,710				
減免の状況	火葬料免除 (1)生活保護(2)市長が特に認めるとき			年度	27年度			
				金額(千円)	518			
				件数	104			

施設運営コスト					
①運営経費(27年度決算)					
区分	積算概要		金額(千円)		
需用費	消耗品費	902	18,685		
	燃料費	13,881			
	光熱水費	3,728			
	修繕料	174			
委託料	清掃	682	警備	20	2,991
	電気工作物保安管理	112	空調設備保守点検	173	
	池浄化施設保守点検	36	樹木管理	163	
	エレベーター保守点検	140	定期点検	85	
	消防施設保守点検	12	電話予約	1,387	
	自動ドア保守点検	48	火葬施設保守点検	133	
その他の経費	通信運搬費	109	3,250		
	手数料	314			
	火災保険料	8			
	自動車損害保険料	5			
	使用料	2,568			
	備品	246			
計				24,926	
②施設修繕料(25~27年度決算の平均)※災害復旧費は除く					
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)	
	7,135	8,688	1,197	5,673	

③人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要	金額(千円)
職員人件費	行政職 技能労務職 (8,300×2人)*5%=830 (7,900×5人)*95%=37,525 【斎場職員分】 8,300×0.5人=4,150 【本課職員分】	42,505
嘱託員報酬等	報酬 2,262*35%=792 共済費 349*35%=122	914
臨時職員賃金等	賃金 1,648*35%=577 共済費 16*35%=6	583
その他(報償費)		-
計		44,002

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		25%
= $\frac{19,611}{24,926 + 5,673 + 44,002 + \square - \square}$		= 26.3%
受益者負担率等についての考察	基準を上回るものの、旧内原町との合併以来、内原地区の住民が笠間地方広域事務組合火葬場で火葬した場合、市独自の補助要項を設け、火葬費の差額を補助していることから、一部事務組合のあり方を検討する中で方向性を見出すものとする。	

他市等の状況

市名	市内				市外			
	大人	子供	死産児	汚物・身体の一部	大人	子供	死産児	汚物・身体の一部
日立市	無料	無料	無料	無料	40,000	25,000	15,000	15,000
ひたちなか・東海広域	5,000	3,000	2,000	2,000	40,000	25,000	25,000	汚物15,000 身体一部25,000
土浦市	5,000	3,000	1,500	汚物1,000 身体一部2,000	45,000	27,000	13,500	汚物9,000 身体一部18,000
つくば市	5,000	3,000	3,000	3,000	50,000	25,000	25,000	25,000
大洗町	5,000	3,000	2,000	—	40,000	25,000	25,000	—
那珂市	5,000	3,000	2,000	2,000	40,000	25,000	15,000	15,000
茨城町	5,000	2,000	2,000	2,000	50,000	30,000	30,000	30,000
笠間地方広域事務組合	7,000	3,000	2,000	2,000	50,000	25,000	20,000	20,000

## 使用料調書

使用料名	斎場使用料(式場等)
根拠条例等	水戸市斎場条例
担当課	衛生管理課

使用料の状況								
概要及び単価等	市内				市外			
	第一式場 超過	第二式場 超過	第三式場 超過	待合室 超過	第一式場 超過	第二式場 超過	第三式場 超過	待合室 超過
	54,000/3h 13,500/h	18,000/3h 4,500/h	9,000/3h 2,250/h	4,000/2h 1,000/h	108,000/3h 27,000/h	36,000/3h 9,000/h	18,000/3h 4,500/h	8,000/2h 2,000/h
霊安室 1,000/日				霊安室 2,000/日				
改定の経緯	平成10年 待合室 2,000円→4,000円 平成14年 第三式場 6,000円→9,000円(洋室化に伴う料金改定)							
年度	25年度		26年度		27年度		25～27年度平均	
決算額(千円)	37,955		35,963		32,835		35,584	
件数	4,323		4,136		4,000		4,153	
減免の状況	霊安室使用料免除 (1)生活保護(2)市長が特に認めるとき				年度	27年度		
					金額(千円)	156		
					件数	156		

施設運営コスト					
①運営経費(27年度決算)					
区分	積算概要		金額(千円)		
需用費	消耗品費	763	8,628		
	燃料費	804			
	印刷製本費	0			
	光熱水費	6,849			
	修繕料	212			
委託料	清掃	5,518	警備	30	8,993
	電気工作物保安管理	168	空調設備保守点検	259	
	池浄化施設保守点検	54	樹木管理	1,003	
	エレベーター保守点検	210	定期点検	516	
	消防施設保守点検	72	電話予約	1,090	
	自動ドア保守点検	73			
その他の経費	通信運搬費	197	7,153		
	手数料	97			
	火災保険料	47			
	自動車損害保険料	7			
	使用料	3,854			
	備品	2,951			
計					24,774
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く					
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)	
	3,258	4,664	6,442	4,788	

③人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	行政職 (8,300×2人)*95%=15,770 技能労務職 (7,900×5人)*5%=1,975【斎場職員分】 8,300×0.7人=5,810【本課職員分】	23,555
嘱託員 報酬等	報酬 2,262*65%=1,470 共済費 349*65%=227	1,697
臨時職員 賃金等	賃金 1,648*65%=1,071 共済費 16*65%=10	1,081
その他 (報償費)		-
計		26,333

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		75%
=	32,835	=
	24,774 + 4,788 + 26,333 + [ ] - [ ]	58.7%
受益者 負担率 等につい ての考察	基準を下回っており、平成29年度以降、待合室の洋室化に取り組む予定であることから、式場等使用料の見直しに向け検討を進めることとしたい。	

他市等の状況

市 名	市内				市外			
	式場A	式場B	待合室	霊安室	式場A	式場B	待合室	霊安室
日立市	9,620/回 (祭壇別料金)	3,460/回 (祭壇別料金)	1,080~ 1,730	5,000/24h	14,430/回 (祭壇別料金)	5,190/回 (祭壇別料金)	1,620~ 2,595	10,000/24h
ひたちなか・東海 広域	20,000/2h (5,000/h)	15,000/2h (3,000/h)	4,000/2h (1,000/h)	3,000/24h (500/h)	60,000/2h (15,000/h)	45,000/2h (10,000/h)	8,000/2h (2,000/h)	20,000/24h (2,000/h)
土浦市 (H28.10~)	通夜 53,000/回 告別式 45,000/回		9,000/2h	2,000/24h	通夜 159,000/回 告別式 135,000/回		27,000/2h	6,000/24h
つくば市	46,280/回	30,850/回	5,140/2h	5,140/24h (2,570/12h)	92,570/回	61,710/回	20,570/2h	20,570/24h (10,280/12h)
大洗町	30,000/2h (5,000/h)		4,000/2h (1,000/h)	3,000/24h	70,000/2h (15,000/h)		8,000/2h (2,000/h)	20,000/24h
那珂市	通夜 30,000/回 告別式 50,000/回	通夜 20,000/回 告別式 30,000/回	5,000/2h	5,000/24h	通夜 60,000/回 告別式 100,000/回	通夜 40,000/回 告別式 60,000/回	15,000/2h	15,000/24h
茨城町	20,000/4h (2,000/h)		5,000/4h (500/h)	5,000/24h	80,000/4h (5,000/h)		10,000/4h (1,000/h)	10,000/24h
笠間地方広域事 務組合	51,420/回	30,850/回	3,080/2h (1,020/h)	3,080/24h	154,280/回	92,570/回	10,280/2h (2,050/h)	30,850/24h

※( )は、超過料金

## 使用料調書

使用料名	植物公園入園料
根拠条例等	水戸市都市公園条例
担当課	農業技術センター

使用料の状況				
概要及び単価等	植物公園への入園 1 小中学生及び市内高齢者(本市等に居住する60歳以上のもの) …個:150円, 団:100円, 回:750円 2 一般(上記以外の者)…個:300円, 団:250円, 回:1,500円 【凡例】個:個人, 団:団体(30人以上), 回:回数券(6回券)			
改定の経緯	昭和62年度の開園時から現在の料金である。 平成17年度 回数券を導入 平成21年度 市内高齢者の免除を廃止			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	8,471	8,144	7,722	8,112
件 数	35,609	34,322	32,426	34,119
減免の状況	小・中学校等の教育活動, 障害者, 児童福祉法・老人福祉法・障害者自立支援法等に規定された施設の入所者と引率者等の入園料免除		年 度	27年度
			金額(千円)	4,342
			件数	15,486

施設運営コスト				
①運営経費(27年度決算)				
区 分	積 算 概 要		金額(千円)	
需用費	消耗品費 2,861 , 燃料費 1,214 印刷製本費 848 , 光熱水費 3,850		8,773	
委託料	入園料徴収事務 14,814 , 公園管理事務 14,186 , 鑑賞大温室・テラスガーデン業務 21,060 , 地下タンク廃止作業 151 , 草花栽培業務 1,481 , 倒木処分 449 , 緑地保全下草刈 400 , スズメバチの巣駆除 39 , 保全地伐採 411 竹移植 349 農業技術センター全体にかかる委託料(園芸指導センター運営経費計上分)のうち植物公園分 7,731		61,070	
その他の経費	旅費 140 , 役務費(通信運搬費, 火災保険料等) 464 使用料及び賃借料 4,941 , 原材料費 91 負担金 84		5,720	
計			75,563	
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	8,881	13,556	3,987	8,808



③人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	事務職員 8,300千円×2.84名	23,572
嘱託員 報酬等	報酬 2,068千円 共済費(雇用保険料)24,625-10,338(自己負担分)=14,287円 共済費(社会保険料) 580,862-299,287(自己負担分)=281,575円 共済費(労働者災害補償保険料)6,561円	2,370
臨時職員 賃金等	賃金 4,379千円 共済費(社会保険料)195,560-97,245(自己負担分)=98,315円 共済費(労働者災害補償保険料)15,261円	4,492
その他 (報償費)		-
計		30,434

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		50%
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7,722</span>		
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">75,563</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8,808</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">30,434</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> - <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>		= 6.7%
受益者 負担率 等につ いての考 察	<p>受益者負担率は低い値となっているが、運営コストが大きな施設であることから止むを得ないものと考えている。なお、運営コストの削減努力は行っているが、安全で快適な施設を維持していくためには、これ以上の大きな経費節減は難しい。</p> <p>平成29年度に開園30周年を迎えるにあたり、記念ムードを高めるこの時期に、料金改定を行うのは、入園者数をさらに減少することが危惧される。現在の料金を維持しながら、魅力ある運営に努めるとともにPR活動を強化し、入園者数の増加により収入増を図ってまいりたい。</p> <p>なお、平成27年度の幼児を含む全入園者数は、56,244人である。</p>	

他市等の状況

日立市	同様の施設なし
ひたちなか市	同様の施設なし
土浦市	同様の施設なし
つくば市	同様の施設なし
茨城県	茨城県植物園 (高校生以上 植物園・熱帯植物館:300円,中学生以下及び70歳以上は無料)
茨城県	茨城県フラワーパーク (4/1~11/30) 大人:740円, 小人:370円, 小人土曜日:190円 (12/1~3/31,8/1~8/31) 大人:370円, 小人:190円, 小人土曜日:100円
川口市	川口市グリーンセンター(一般:310円, 高校生・こども:100円)

## 使用料調書

使用料名	園芸指導センター使用料(入浴施設)
根拠条例等	水戸市園芸指導センター条例
担当課	農業技術センター

使用料の状況				
概要及び単価等	余熱利用入浴施設の入場料			
	普通券	小中学生及び本市に居住する60歳以上の者		150 円
		上記以外の者		300 円
	回数券 (6回券)	小中学生及び本市に居住する60歳以上の者		750 円
		上記以外の者		1,500 円
※ 小学校就学の始期に達するまでの者は無料				
改定の経緯	平成21年7月から市内居住者の使用料を改定 小学生以下及び60歳以上 無料 → 小中学生及び60歳以上 150円			
年度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	1,907	1,917	1,532	1,785
件数	13,605	13,791	10,940	12,779
減免の状況	無し		年度	27年度
			金額(千円)	-
			件数	-

施設運営コスト				
①運営経費(27年度決算) <span style="float: right;">按分率=316㎡/783㎡≒0.4</span>				
区分	積算概要			金額(千円)
需用費	消耗品費(石鹸・消毒液・塩素検査薬等) <span style="float: right;">39,787 円</span>			2,542
	光熱水費 (電気 4,197,554×0.4, 水道 2,058,173×0.4) <span style="float: right;">2,502,290 円</span>			
委託料	警備 5,929,200×1/3×0.4, 清掃 7,925,040×1/2×0.4 空調 2,775,600×1/2×0.4, 消防設備 318,600×1/2×0.4 浄化槽維持管理 489,240×1/2×0.4			3,092
その他の経費	手数料(浴槽水質検査, 浄化槽法廷検査手数料) <span style="float: right;">33,600 円</span>			56
	火災保険料 <span style="float: right;">3,335 円</span>			
	(管理棟 4,602×0.4, 入浴施設給湯設備 1,495) NHK受信料 <span style="float: right;">19,140 円</span>			
計				5,690
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	512	71	1,159	581

③人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要	金額(千円)
職員人件費	事務職員 8,300千円×0.4	3,320
嘱託員報酬等		-
臨時職員賃金等	賃金(交通費込)6,885×243日=1,673,055 共済費(雇用保険料)50,827×1/2=25,414-4343(自己負担分)=21,071 共済費(労働者災害補償保険料)21,707×1/4=5,427	1,700
その他(報償費)		-
計		5,020

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		50%
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1,532</span>		
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5,690</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">581</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5,020</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> - <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>		= 13.6%
受益者負担率等についての考察	<p>受益者負担率は基準の50%を下回っているが、当施設は整備後25年以上を経過しているため老朽化が著しく、運営経費・修繕料ともに大きく削減することは難しい。更なる改定をした場合は割高感が増し、利用者数をさらに減少させるおそれがあるため、慎重に検討すべきである。</p>	

他市等の状況

日立市	【余熱利用】ホリゾンかみね 大人(高校生以上)410円, 小中学生150円
ひたちなか市	余熱利用の入浴施設なし。
土浦市	【余熱利用】ふれあいセンターながみね 市内居住者 小学生以下無料・60歳以上150円・左記以外300円 市外居住者 小学生以下無料・左記以外500円
つくば市	余熱利用の入浴施設なし。

## 使用料調書

使用料名	ふるさと農場使用料
根拠条例等	水戸市ふるさと農場条例
担当課	農政課(ふるさと農場センター)

使用料の状況				
概要及び単価等	区画農園使用料及びガーデンセンター内の施設利用料 農園 400円/㎡・年, 調理室 500円/h, 研修室 400円/h (参考)農園1区画平均 50㎡			
改定の経緯	平成8年度の開設から改定なし			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	1,619	1,741	1,766	1,709
件 数	91	100	102	98
減免の状況	茨城県警察本部の施策として、農業を通じて非 行少年の更生を図る場合		年 度	27年度
			金額(千円)	21
			件数	1

施設運営コスト				
①運営経費(27年度決算)				
区 分	積 算 概 要	金額(千円)		
需用費	消耗品費(行事関係経費を除く) 122 燃料費(ガソリン, プロパンガス等) 44 光熱水費(電気, 水道) 532 物品等修繕料(公用車車検, 管理機修理等) 99	797		
委託料	施設管理委託料 285 (内訳)ガーデンセンター定期点検 285 事務事業委託料 700 (内訳)清掃業務委託 333, 警備業務委託 194, 機器保守点検 173	985		
その他の 経費	通信運搬費(切手, 電話) 110 手数料(し尿処理等) 29 火災保険料 57 自動車保険料 38 賃借料(農園敷地使用料) 601 原材料費(木材等) 21 公課費(公用車重量税) 8	864		
計		2,646		
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	743	1,304	1,516	1,188

③人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要	金額(千円)
職員 人件費	8,300×0.2=1,660 ※(参考)H27事務配分等調査表(ふるさと農場維持管理に係る業務分)	1,660
嘱託員 報酬等	嘱託員(栽培技術指導等)2人 (内訳)報酬 3,483, 共済費 1,064	4,547
臨時職員 賃金等	人夫(草刈り等)109人 (内訳)賃金 1,902	1,902
その他 (報償費)		-
計		8,109

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		50%
=	$\frac{1,766}{2,646 + 1,188 + 8,109 + \square - \square}$	= 14.8%
<p>受益者負担率等についての考察</p>	<p>ふるさと農場は、国補事業により整備した貸し農場であり、栽培指導員が常駐していること、調理場などの付帯施設を有することなど、質の高いサービスを提供することを特徴としている。このため、使用料は農地のみを貸し出す市民農園より高く設定しており、他市町村の状況と比べても高くなっている。</p> <p>貸農園の貸出件数は98件であり、これは農場全体の畑面積の約1/2に相当する。残る畑については、施設の有効活用を図るため、食育の場として教育ファーム(体験農場)や、農業ヘルパーの研修農場として利用している。施設の運営コストは、現状のサービスを維持する最低限のレベルまで、すでに削減を図っており、これ以上の削減は難しいと考えている。</p>	

他市等の状況

日立市	150円/㎡
ひたちなか市	類似施設なし
土浦市	175円/㎡
つくば市	類似施設なし
笠間市	笠間ラインガルテン: 343円/㎡
古河市	旧古河地区: 120円/㎡    旧三和地区: 33円/㎡
那珂市	旧芳野地区: 267円/㎡    旧瓜連地区: 115円/㎡
神栖市	類似施設なし

## 使用料調書

使用料名	駐車場使用料(一般会計)
根拠条例等	水戸市駐車場条例
担当課	商工課

使用料の状況				
概要及び単価等	1 時間駐車 五軒町地下駐車場, 本町駐車場 30分以内無料 1時間以内200円 以降30分毎に100円 24時間毎に上限1,500円(本町駐車場は500円) 駅前広場駐車場(水戸駅南口, 赤塚駅南口, 赤塚駅北口, 内原駅北口) 30分以内無料 1時間以内100円 以降1時間毎に300円 2 定期駐車 五軒町地下駐車場 1か月全日15,000円, 平日10,000円 本町駐車場 1か月全日6,000円, 平日5,000円			
改定の経緯	平成19年6月使用料改定及び一部駐車場に定期駐車設定 1 時間駐車 五軒町地下駐車場, 本町駐車場 旧 100円/30分→ 新 30分以内無料 1時間以内200円 以降30分毎に100円 24時間毎に上限1,500円(本町駐車場は500円) 駅前広場駐車場は改定無 2 定期駐車 本町駐車場 旧 8,000円→ 新 全日6,000円, 平日5,000円(平日新設) 五軒町地下駐車場は, 定期駐車の新設			
年度	25年度	26年度	27年度	25~27年度平均
決算額(千円)	157,166	56,763	56,024	89,984
件数	425,398	150,380	130,404	235,394
減免の状況	駐車場近辺で開催される, 市主催会議への出席者等を対象として使用料を免除		年度	27年度
			金額(千円)	3,692
			件数	49

施設運営コスト				
①運営経費(27年度決算)				
区分	積算概要			金額(千円)
需用費	印刷製本費 880	消耗品費 199	光熱水費 254	1,333
委託料	シルバー管理 6,582	機器保守点検 6,686	清掃 271	16,411
	樹木管理 141	電気代支払代行 2,431	空調保守点検 300	
その他の経費	通信運搬費 177	手数料 883	火災保険料 541	4,396
	賃借料 2,723	租税公課 60	負担金 12	
計				22,140
②施設修繕料(25~27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	234	268	136	213

③人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	管理職員 1人	4,422
嘱託員 報酬等	事務補助 1人	1,506
臨時職員 賃金等		-
その他 (報償費)		-
計		5,928

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		100%
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">56,024</span>		= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">198.1 %</span>
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">22,140</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">213</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5,928</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">-</span> - <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">-</span>		
受益者 負担率 等につい ての考察	負担率については駐車場事業会計の駐車場と合わせると約79%になる。 使用料については周辺民間駐車場の料金動向を考慮しながら改定を検討する。	

他市等の状況

日立市	30分毎に100円, 30分まで無料以後30分毎に100円(駐車場毎に異なる) 定期駐車 4,320円~8,640円(駐車場毎に異なる)
ひたちなか市	30分まで無料, 1時間以内100円以後30分毎に50円 30分まで無料, 1時間以内200円以後30分毎に100円(駐車場毎に異なる) 24時間毎の上限額800円~1,500円(駐車場毎に異なる)
土浦市	1時間まで200円以後30分毎に100円(24時間毎の上限額1,500円) 定期駐車 1か月全日12,300円, 平日12,100円
つくば市	1時間まで220円以後30分毎に110円(10時間を超え24時間まで2,200円) 定期駐車 6,000円~19,000円(駐車場毎に異なる)

## 使用料調書

使用料名	駐車場使用料(特別会計)
根拠条例等	水戸市駐車場条例
担当課	商工課

使用料の状況				
概要及び単価等	1 時間駐車 30分以内無料 1時間以内200円 以降30分毎に100円 24時間毎に上限500円 2 定期駐車 1か月全日6,000円, 平日5,000円			
改定の経緯	平成19年6月1日から 1 時間駐車 旧 100円/30分 → 新 30分以内無料 1時間以内200円 以降30分毎に100円 24時間毎に上限500円 2 定期駐車 旧 8,000円 → 新 全日6,000円, 平日5,000円(平日新設)			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	70,874	70,579	72,088	71,180
件 数	155,175	154,314	158,405	155,965
減免の状況	駐車場近辺で開催される, 市主催の会議への出席者等を対象として使用料を免除		年 度	27年度
			金額(千円)	1
			件数	2

施設運営コスト				
①運営経費(27年度決算)				
区 分	積 算 概 要		金額(千円)	
需用費	消耗品費 194    印刷製本費 857    光熱水費 1,540 通信運搬費 49		2,640	
委託料	シルバー管理 7,927    機器保守点検 2,009    ごみ処理 155 清掃 756    エレベータ保守 1,866		12,713	
その他の経費	ミオス負担金 13,999    保険料 290    租税公課 5,668		19,957	
計			35,310	
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	3,294	593	6,885	3,591



③人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費		-
嘱託員 報酬等	事務補助 1人	709
臨時職員 賃金等		-
その他 (報償費)		-
計		709

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		100%
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">72,088</span>		
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">35,310</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3,591</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">709</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">95,173</span> - <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">-</span>		= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">53.5 %</span>
受益者 負担率 等につい ての考察	負担率については一般会計の駐車場と合わせると約79%になる。 使用料については今後の使用動向や周辺民間駐車場の料金を考慮しながら改定を検討する。	

他市等の状況

日立市	30分毎に100円, 30分まで無料以後30分毎に100円(駐車場毎に異なる) 定期駐車 4,320円~8,640円(駐車場毎に異なる)
ひたちなか市	30分まで無料, 1時間以内100円以後30分毎に50円 30分まで無料, 1時間以内200円以後30分毎に100円(駐車場毎に異なる) 24時間毎の上限額800円~1,500円(駐車場毎に異なる)
土浦市	1時間まで200円以後30分毎に100円(24時間毎の上限額1,500円) 定期駐車 1か月全日12,300円, 平日12,100円
つくば市	1時間まで220円以後30分毎に110円(10時間を超え24時間まで2,200円) 定期駐車 6,000円~19,000円(駐車場毎に異なる)

## 使用料調書

使用料名	市営住宅駐車場使用料
根拠条例等	水戸市営住宅及び特定市営住宅条例
担当課	住宅政策課

使用料の状況				
概要及び単価等	市営住宅に設置されている入居者用駐車場の使用料 1区画につき月額2,100円			
改定の経緯	平成17年7月改定 1,500円→2,100円 40%増			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	52,123	50,801	51,897	51,607
件 数	22,706	22,301	22,564	22,524
減免の状況	なし	年 度	27年度	
		金額(千円)	-	
		件数	-	

施設運営コスト(指定管理委託)				
①運営経費(27年度決算)				
区 分	積 算 概 要		金額(千円)	
需用費			-	
委託料			-	
その他の経費			-	
計			-	
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	2,087	4,250	1,543	2,627

③人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費		-
嘱託員 報酬等		-
臨時職員 賃金等		-
その他 (報償費)		-
計		-

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		100%
=	51,897	= 1,975.5 %
$\boxed{\quad} - \boxed{\quad} + \boxed{2,627} + \boxed{\quad} - \boxed{\quad}$		
<p>受益者 負担率 等につい ての考察</p>	<p>県内他市や県営住宅の駐車場使用料と比較して、平均的な額となっており、使用料は現行のままで適正と考えられる。</p>	

他市等の状況

日立市	2,160円
ひたちなか市	1,360円(4か所), 1,470円(11か所), 1,530円(3か所)
土浦市	1,500円
つくば市	無料
茨城県	1,300円~5,500円 (近傍同種の駐車場の料金を勘案して、知事が定める。) (屋根つきの場合: +500円, 砕石駐車場・縦列駐車場の場合: -500円)

## 使用料調書

使用料名	市営住宅汚水処理場使用料
根拠条例等	水戸市営住宅及び特定市営住宅条例
担当課	住宅政策課

使用料の状況				
概要及び単価等	市営見川住宅, 酒門町東原住宅, 柳河町住宅に設置されている汚水処理場の使用料 1戸につき月額2,700円			
改定の経緯	各住宅建設時に電気料金やメンテナンス経費等の必要経費から計算して設定しており, その後の改定は行っていない。			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	8,429	7,520	7,073	7,674
件 数	3,339	3,013	2,826	3,059
減免の状況	なし	年 度	27年度	
		金額(千円)	-	
		件数	-	

施設運営コスト				
①運営経費(27年度決算)				
区 分	積 算 概 要	金額(千円)		
需用費	光熱水費	2,950		
委託料	維持管理業務委託	6,188		
その他の経費	浄化槽法定検査手数料 (見川住宅16千円, 酒門町東原住宅16千円, 柳河町住宅13千円)	45		
計		9,183		
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	2,992	1,065	1,425	1,827

③人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費		-
嘱託員 報酬等		-
臨時職員 賃金等		-
その他 (報償費)		-
計		-

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		75%
=	7,073	=
=	9,183 + 1,827 + - + - -	= 64.2 %
<p>受益者負担率等についての考察</p>	<p>受益者負担率が64.2%であり、基準値75%を下回っているため、他市の状況も踏まえながら、使用料の見直しを検討する必要がある。                  なお、現在3か所で稼働している汚水処理場については、今後、順次、公共下水道に接続することにより、将来的には廃止する予定である。</p>	

他市等の状況

日立市	汚水処理場なし(公共下水道に接続)
ひたちなか市	2,540円(1か所), 2,950円(3か所)
土浦市	汚水処理場なし(公共下水道に接続)
つくば市	汚水処理場なし(公共下水道に接続)
茨城県	汚水処理場使用料なし(入居者の自治会が直接費用を支払っている)

## 使用料調書

使用料名	幼稚園保育料(利用者負担金)
根拠条例等	水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例
担当課	幼児教育課

使用料の状況				
概要及び単価等	市立幼稚園(市内19園, 募集定員 1,485人) ・生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む).....0円/月 ・市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割の額のみ世帯...0円/月 ・上記に該当する世帯以外の世帯..... 0~6,000円/月 (小学校3年生までの兄弟がいる場合, 第2子以降の保育料が減免される)			
改定の経緯	昭和54年度 4,500円から5,000円に改定 昭和56年度 5,000円から6,000円に改定			
年 度	25年度	26年度	27年度	25~27年度平均
決算額(千円)	57,370	56,190	39,571	51,044
件 数	802	782	674	753
減免の状況	階層別に算定するため, 無し。		年 度	27年度
			金額(千円)	-
			件数	-

施設運営コスト				
①運営経費(27年度決算)				
区 分	積 算 概 要			金額(千円)
需用費	消耗品費	11,273	燃料費	355
	食糧費	147	印刷製本費	1,421
	光熱水費	14,199	物品修繕	124
				27,519
委託料	警備	1,930	清掃	174
	ごみ回収	1,184	消防設備保守	300
	浄化槽保守	1,200	保健関係	12
	その他(自家用工作物電気保守, ボイラー装置保守等)	7,950		
				12,750
その他の経費	通信運搬費	2,150	報償費	746
	手数料等	1,193	備品購入費	1,170
	保険料	166	負担金	516
	賃借料	1,543	旅費	2,201
				9,685
計				49,954
②施設修繕料(25~27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	10,650	3,710	4,552	6,304

③人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	8,300千円×58名	481,400
嘱託員 報酬等	園医(19名)2,960 園歯科医(19名)2,960 園薬剤師(19名)95 園長手当(13名)780 幼稚園講師(4名)8,856 園児バス運転手(7名) 9,024	24,675
臨時職員 賃金等	講師11名, 用務6名, 調理2名, 配膳3名, 園児バス添乗員	28,368
その他 (報償費)	健康診断看護師等帯同謝金(21名) 95	95
計		534,538

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		25%
= 39,571		
= 49,954 + 6,304 + 534,538 + 0 - 0		= 6.7%
受益者 負担率 等につ いての 考察	<p>募集定員1,485人に対し、保育人数は674人であり、充足率は45%と低い水準となっている。その原因として、私立幼稚園は3歳児からの3年保育を実施しているが、公立幼稚園は4歳児からの2年保育の実施となっていること、共働きの家庭が増え、16時までの預かり保育時間では保護者の需要に応えられないことなどが考えられる。</p> <p>充足率は年々低下しており、それに伴い保育料収入も減少し、受益者負担率が10%を下回っている。県内では土浦市及びつくば市と同程度の料金であり、今後については、保護者負担軽減及び私立幼稚園との差別化の観点から、現行の料金に据え置くとともに、保育人数の増加に努め、受益者負担率の改善を図っていく。</p>	

他市等の状況

日立市	0～14,900円
ひたちなか市	5,800円
土浦市	6,000円
つくば市	0～6,000円
常陸大宮市	0～16,000円
石岡市	0～5,000円
水戸市 (私立)	0～19,000円(所得に応じて、0円, 2,500円, 9,500円, 14,000円, 19,000円の5段階の利用者負担金を徴収)

## 使用料調書

使用料名	幼稚園預かり保育料
根拠条例等	水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例
担当課	幼児教育課

使用料の状況				
概要及び単価等	園児の預かり保育料(預かり保育時間は、13:30から16:00まで) 500円/日			
改定の経緯	平成18年3月に日額500円とし、預かり保育を開始した。			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	3,686	3,932	3,698	3,772
件 数	7,255	7,809	7,239	7,434
減免の状況	生活困窮等の事由により減免		年 度	27年度
			金額(千円)	5
			件数	9

施設運営コスト			
①運営経費(27年度決算)			
区 分	積 算 概 要		金額(千円)
需用費	消耗品費 0		-
委託料			-
その他の経費			-
計			-
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く			
	25年度	26年度	27年度
	0	0	0
	金額(千円)		
	0		



③人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費		-
嘱託員 報酬等		-
臨時職員 賃金等	預かり保育臨時職員 2,080千円	2,080
その他 (報償費)		-
計		2,080

受益者負担率	
27年度使用料収入額	基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額	50%
= $\frac{3,698}{0 + 0 + 2,080 + \square - \square}$	= 177.8 %
<p>受益者負担率等についての考察</p>	<p>預かり人数が6人以上の場合に臨時職員を雇用しており、6人未満の場合は職員が対応していることから、受益者負担率が高くなっている。                  受益者負担率が100%を超えており、改定する状況にはないと考える。</p> <p>(参考)幼稚園保育料と合算した幼稚園運営管理全体の受益者負担率 7.3%</p>

他市等の状況	
日立市	実施時間 教育時間終了後から16:30まで(一部の園でのみ実施) 利用者負担額 400円/日 (4時間を超える場合は500円)
ひたちなか市	実施していない
土浦市	実施時間 14:00~16:00 利用者負担額 400円/日 (4,000円/月)
つくば市	実施していない
常陸大宮市	実施時間 ①13:30~16:00 ②7:30~8:30及び15:00~17:00 利用者負担額 徴収していない
石岡市	実施していない

## 使用料調書

使用料名	市場使用料
根拠条例等	水戸市公設地方卸売市場条例
担当課	公設地方卸売市場

使用料の状況				
概要及び単価等	市場使用料(売上金額の1,000分の3.5に相当する金額) 保冷库等使用料(月額194,400円～18,360円) 売場等使用料(1㎡につき月額1,188円～94.5円) 詳細については別紙内訳書のとおり			
改定の経緯	1,000分の3.5については開設から変更なし 施設・設備については、整備時に設定を行い、消費税相当額を改定した			
年度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	425,389	443,481	457,427	442,099
件数	1,416	1,449	1,421	1,429
減免の状況	水戸保健所が使用している食品検査室などについて免除		年度	27年度
			金額(千円)	1,326
			件数	4

施設運営コスト				
①運営経費(27年度決算)				
区分	積算概要		金額(千円)	
需用費	消耗品費 953    燃料費 89    食糧費 33    印刷製本費 4 光熱水費 10,384(164,314-153,930)    その他の修繕料 18,103		29,566	
委託料	電気機械設備保守管理 20,304    污水处理施設維持管理 2,827 食品衛生検査 1,890    消防設備保守点検 1,080    余剰汚泥処分 1,048 空気調和設備保守点検 1,998    除草及び樹木剪定 1,782 自家用電気工作物及び非常用発電機保守点検 1,404 青果保冷库保守点検 562    水産側溝内泥土浚渫 1,696 自動集中検針・データロガ装置点検 578    その他 4,480		39,649	
その他の経費	清掃負担金 26,854    警備負担金 6,434    協力会負担金 2,085 その他の負担金 2,906		38,279	
計			107,494	
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	111,423	167,646	87,262	122,110

③人件費(27年度決算ベース)

区分	積算概要	金額(千円)
職員人件費	事務職員 7名 給料 27,282 職員手当等 19,646 共済費 9,063 市場については実支出額とした	55,991
嘱託員報酬等	嘱託員 4名 報酬 6,644 共済費 650	7,294
臨時職員賃金等		
その他(報償費)		
計		63,285

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		100%
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">457,427</span>		
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">107,494</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">122,110</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">63,285</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">75,529</span> - <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span>		= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">124.2 %</span>
受益者負担率等についての考察	受益者負担率が100%を超えている状況であるが、施設の老朽化対策のため、今後施設の修繕を重点的に行っていくので、当面使用料引き下げの考えはない。	

他市等の状況

	売上高割市場 使用料の率	卸売場使用料 月額(円/m <sup>2</sup> )	買荷保管積込所使 用料月額(円/m <sup>2</sup> )	仲卸売場使用料 月額(円/m <sup>2</sup> )	事業者事務所使 用料月額(円/m <sup>2</sup> )
日立市	3/1,000	97	129	540	756
ひたちなか市	公設市場 無				
土浦市	指定管理者が独自料金を設定				
つくば市	公設市場 無				
公設鹿島 (一部事務 組合)	4/1,000	324	324	1,080	972
足利市	3/1,000	青果 270 水産 270 花き 637	0	1,285	青果 820 水産 820 花き 1,522
柏市	2.5/1,000	194	194	1,512	青果 1,166 水産 713 花き 713

水戸市公設地方卸売市場 平成27年度使用料決算内訳

卸売業者市場使用料	卸売金額の1,000分の3.5	286,552,967
水産	49,194,730,126 円 × 3.5 / 1,000	≒ 172,181,541
青果	30,942,550,027 円 × 3.5 / 1,000	≒ 108,298,913
花き	1,735,005,170 円 × 3.5 / 1,000	≒ 6,072,513
仲卸業者市場使用料	販売金額の1,000分の3.5 (市場卸売業者以外の者から買い入れた物品のみ)	192,169
仲卸業者	54,912,237 円 × 3.5 / 1,000	≒ 192,169
保冷库	1棟 189,000円/月	6,804,000
茨城県大同青果㈱	189,000 円 × 1 棟	12ヶ月 = 2,268,000
水戸中央青果㈱	189,000 円 × 2 棟	12ヶ月 = 4,536,000
青果部配送センター	1棟 117,600円/月	2,822,400
茨城県大同青果㈱	117,600 円 × 1 棟	12ヶ月 = 1,411,200
水戸中央青果㈱	117,600 円 × 1 棟	12ヶ月 = 1,411,200
水産卸売業者低温売場	1基 124,200 円/月	124,200
茨城水産㈱	1基(49㎡) × 124,200 円 × 1ヶ月 =	124,200
活魚水槽	1槽 18,360円/月	881,280
常洋水産㈱	18,360 円 × 2 槽 × 12ヶ月 =	440,640
茨城水産㈱	18,360 円 × 2 槽 × 12ヶ月 =	440,640
会議室・調理実習室	1時間につき 860~270円	396,710
卸売業者売場	90円/㎡/月 × 消費税率	14,440,080
茨城県大同青果㈱	3,294 ㎡ × 90 円 × 1.05 = 311,280 円 × 12ヶ月 =	3,735,360
水戸中央青果㈱	3,294 ㎡ × 90 円 × 1.05 = 311,280 円 × 12ヶ月 =	3,735,360
常洋水産㈱	2,425 ㎡ × 90 円 × 1.08 = 235,710 円 × 12ヶ月 =	2,828,520
茨城水産㈱	2,189 ㎡ × 90 円 × 1.08 = 212,770 円 × 12ヶ月 =	2,553,240
㈱茨城県水戸中央花き市場	1,400 ㎡ × 90 円 × 1.05 = 132,300 円 × 12ヶ月 =	1,587,600
仲卸業者売場	1,100円/㎡/月 × 消費税率	43,131,480
仲卸25社	3,072 ㎡ × 1,100 円 × 1.05 = 3,548,090 円 × 12ヶ月 =	42,577,080
水戸青果仲卸(協)	40 ㎡ × 1,100 円 × 1.05 = 46,200 円 × 12ヶ月 =	554,400
関連商品売場	1,100円/㎡/月 × 消費税率	24,875,880
関連店舗16社	1,745 ㎡ × 1,100 円 × 1.08 = 2,072,990 円 × 12ヶ月 =	24,875,880
サービス店舗	900円/㎡/月 × 消費税率	2,709,120
(有)海野商事	101 ㎡ × 900 円 × 1.08 = 98,170 円 × 12ヶ月 =	1,178,040
常陽銀行	238 ㎡ × 900 円 × 1.08 = 231,330 円	
	(231,330円-減免額103,740円) = 127,590 円 × 12ヶ月 =	1,531,080

買荷保管所	90円/m <sup>2</sup> /月×消費税率	12,445,920
茨城県大同青果㈱	2,604 m <sup>2</sup> × 90 円 × 1.05 = 246,070 円 × 12 ヶ月 =	2,952,840
水戸中央青果㈱	2,726 m <sup>2</sup> × 90 円 × 1.05 = 257,600 円 × 12 ヶ月 =	3,091,200
常洋水産㈱	2,594 m <sup>2</sup> × 90 円 × 1.08 = 252,130 円 × 12 ヶ月 =	3,025,560
茨城水産㈱	2,571 m <sup>2</sup> × 90 円 × 1.08 = 249,900 円 × 12 ヶ月 =	2,998,800
㈱茨城県水戸中央花き市場	333 m <sup>2</sup> × 90 円 × 1.05 = 31,460 円 × 12 ヶ月 =	377,520
事務所	300円/m <sup>2</sup> /月×消費税率	21,390,720
倉庫	120円/m <sup>2</sup> /月×消費税率	4,943,700
茨城県大同青果㈱	186 m <sup>2</sup> × 120 円 × 1.05 = 23,430 円 × 12 ヶ月 =	281,160
茨城水産㈱	69 m <sup>2</sup> × 120 円 × 1.08 = 8,940 円 × 2 ヶ月 =	17,880
茨城水産㈱	104 m <sup>2</sup> × 120 円 × 1.08 = 13,470 円 × 10 ヶ月 =	134,700
㈱茨城県水戸中央花き市場	113 m <sup>2</sup> × 120 円 × 1.05 = 14,230 円 × 12 ヶ月 =	170,760
仲卸28社	552 m <sup>2</sup> × 120 円 × 1.05 = 69,540 円 × 12 ヶ月 =	834,480
(株)浜喜	100 m <sup>2</sup> × 120 円 × 1.08 = 12,960 円 × 12 ヶ月 =	155,520
花き仲卸	105 m <sup>2</sup> × 120 円 × 1.08 = 13,600 円 × 12 ヶ月 =	163,200
(株)斎田川魚店	172 m <sup>2</sup> × 120 円 × 1.08 = 22,280 円 × 12 ヶ月 =	267,360
関連店舗17社	1,824 m <sup>2</sup> × 120 円 × 1.08 = 236,290 円 × 12 ヶ月 =	2,835,480
水戸水産仲卸(協)	20 m <sup>2</sup> × 120 円 × 1.05 = 2,520 円 × 12 ヶ月 =	30,240
関連店舗組合	35 m <sup>2</sup> × 120 円 × 1.05 = 4,410 円 × 12 ヶ月 =	52,920
青果卸売業者保冷売場	950円/m <sup>2</sup> /月×消費税率	8,139,600
茨城県大同青果㈱	340 m <sup>2</sup> × 950 円 × 1.05 = 339,150 円 × 12 ヶ月 =	4,069,800
水戸中央青果㈱	340 m <sup>2</sup> × 950 円 × 1.05 = 339,150 円 × 12 ヶ月 =	4,069,800
砕氷所	730円/m <sup>2</sup> /月×消費税率	496,680
水戸水産仲卸(協)	54 m <sup>2</sup> × 730 円 × 1.05 = 41,390 円 × 12 ヶ月 =	496,680
水産低温買荷保管積込所	500円/m <sup>2</sup> /月×消費税率	17,146,080
水戸中央水産(協)	2,646 m <sup>2</sup> × 500 円 × 1.08 = 1,428,840 円 × 12 ヶ月 =	17,146,080
青果買荷保管積込所	210円/m <sup>2</sup> /月×消費税率	2,778,240
青果部	1,050 m <sup>2</sup> × 210 円 × 1.05 = 231,520 円 × 12 ヶ月 =	2,778,240
花き仲卸業者売場	600円/m <sup>2</sup> /月×消費税率	1,399,680
花き仲卸	180 m <sup>2</sup> × 600 円 × 1.08 = 116,640 円 × 12 ヶ月 =	1,399,680
花き第2買荷保管積込所	350円/m <sup>2</sup> /月×消費税率	736,440
㈱茨城県水戸中央花き市場	167 m <sup>2</sup> × 350 円 × 1.05 = 61,370 円 × 12 ヶ月 =	736,440
花き第2倉庫	410円/m <sup>2</sup> /月×消費税率	862,680
㈱茨城県水戸中央花き市場	167 m <sup>2</sup> × 410 円 × 1.05 = 71,890 円 × 12 ヶ月 =	862,680
土地	20円/m <sup>2</sup> /月	2,732,940
その他	行政財産目的外使用	1,423,651
合計		457,426,617

## 使用料調書

使用料名	体育施設使用料(総括)
根拠条例等	都市公園条例他
担当課	体育施設整備課

使用料の状況				
概要及び単価等	別紙のとおり			
改定の経緯	平成10年度 20%増 平成17年度 20%増 平成22年度 20%増 平成26年度 料金体系の見直し(時間単位料金制の導入や部分利用料金の設定)			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	73,076	83,412	94,024	83,504
件 数	大会1,085件, 他個人利用	大会776件, 他個人利用	大会772件, 他個人利用	-
減免の状況	利用料の減免取扱基準内規に基づき減免		年 度	27年度
			金額(千円)	16,524
			件数	200

施設運営コスト(指定管理委託)				
①運営経費(27年度決算)				
区 分	積 算 概 要		金額(千円)	
需用費	消耗品費(4,644) 印刷製本費(227) 燃料費(10,752) 電気料(83,082) 水道料(12,415)		111,120	
委託料	体育施設維持管理業務委託等 106件		162,205	
その他の経費	通信運搬費(2,824) 賃借料(337) 原材料費(2,158) 手数料(1,389) 保険料(340) 租税公課(41,848) 負担金(0) 減価償却費(1,141)		50,037	
計			323,362	
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	16,432	13,157	8,256	12,615

③人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	団体職員27名分	227,763
嘱託員 報酬等	嘱託員4名分	9,281
臨時職員 賃金等	パート職員賃金	21,766
その他 (報償費)		-
計		258,810

受益者負担率

27年度使用料収入額	基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額	50%
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">94,024</span>	
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">323,362</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">12,615</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">258,810</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> - <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	= 15.8%

受益者  
負担率  
等につ  
いての  
考察

スポーツ施設は市民の健康づくりの場として、ストレスの発散、コミュニケーション、身体のリハビリ等を行う市民に身近な施設である。  
 受益者負担率は、基準を下回っているが、その改善に向けて、既に過去数回の使用料改定を実施しており、これ以上の値上げを実施すると、施設の利用率の低下を招くことが懸念される。  
 そのため、引き続き維持管理費の削減及び利用率の向上に努め、受益者負担率の向上を図っていきたい。

他市等の状況

別紙のとおり

平成27年度 体育施設使用料内訳

(単位 円)

施設名	使用料決算額
青柳体育館	20,040,455
その他の体育館(4施設)	13,945,990
市立競技場	13,296,855
常澄陸上競技場	231,150
市立サッカー・ラグビー場	8,808,180
青柳屋内プール	4,387,925
その他のプール(3施設)	3,486,740
見川テニスコート	14,131,690
その他のテニスコート(5施設)	4,892,620
市民球場	3,840,165
その他の野球場(7施設)	6,962,280
計	94,024,050

体育施設利用料金比較表

体育館

施設名	区分	個人料金	専用料金	照明料	備考
水戸市 青柳公園市民体育館 総合運動公園体育館	全面1時間あたりの利用	—	高校生以下 1,600円	1時間 全灯 2,700円 半灯 1,750円	
			上記以外 2,720円		
			入場料を徴収する場合 13,600円		
茨城県 笠松運動公園体育館	午前	140円/2時間	7,490円	1時間 1列ごと150円 中央部390円 中央帯全灯1,260円	午前8時30分～正午
	午後		8,980円		正午～午後5時
	夜間		2,140円/1時間		午後5時～午後9時
日立市 市民運動公園体育館 (予定料金)	全面2時間あたりの利用	中学生以下 90円 高校生以上300円	高校生以下一般の1/2 一般5,250円/2h	全灯720円 半灯360円	午前9時～午後9時
ひたちなか市 総合体育館	午前	高校生以下150円/2時間 一般300円/2時間	6,300円(高校生以下1/2)	1時間 全灯 3,000円 1/2灯 2,000円 1/3灯 1,000円	午前9時～正午
	午後		8,400円(高校生以下1/2)		午後1時～午後5時
	夜間		6,300円(高校生以下1/2)		午後6時～午後9時
土浦市 霞ヶ浦文化体育会館	午前	高校生以下100円/2時間 一般220円/2時間	学生3,640円 一般7,250円	1時間 全灯 1,400円 1/2灯 700円 1/3灯 500円	午前8時30分～正午
	午後		学生4,725円 一般9,440円		正午～午後5時
	夜間		学生4,725円 一般9,440円		午後5時～午後9時
つくば市 谷田部総合体育館	午前	—	全面820円/1時間 半面410円/1時間	利用料に含む	午前9時～午後10時
	午後	—			
	夜間	—			

競技場

施設名	区分	個人料金	専用料金	照明料	備考
水戸市 水戸市立競技場 2種公認	午前	高校生以下 160円 一般 330円	高校生以下5,180円 一般8,640円	1時間 全灯 19,210円 2/3灯 15,680円 半灯 13,920円	午前8時30分～正午
	午後		高校生以下6,910円 一般10,360円		正午～午後5時
	夜間		高校生以下6,910円 一般10,360円		午後5時～午後9時
茨城県 笠松運動公園陸上競技場 1種公認	午前	90円/2時間	7,490円	1時間 全灯 141,710円 2/3灯 94,470円 1/3灯 6,080円	午前8時30分～正午
	午後		8,980円		正午～午後5時
	夜間		3,740円/1時間		午後5時～午後9時
日立市 市民運動公園陸上競技場 3種公認	午前	小人(小・中学生)40円 大人(高校生以上)230円	3,890円/1回2h	照明なし	午前9時～日没まで
	午後		4,200円		
	夜間				
ひたちなか市 総合運動公園陸上競技場 3種公認	午前	学生70円/1回3時間 一般150円/1回3時間	6,000円	1時間 全灯 15,000円 半灯 7,500円 1/3灯 5,000円	午前9時～正午
	午後		8,000円		午後1時～午後5時
	夜間		6,000円		午後6時～午後9時
土浦市 川口運動公園陸上競技場 4種公認	午前	110円/2時間	3,240円	照明なし	午前8時～正午
	午後		4,320円		正午～午後5時
	夜間				

※つくば市は対象施設なし



屋内プール

施設名	区分	個人料金	専用料金	照明料	備考
水戸市 青柳屋内プール	午前	小学生以下250円/2時間 中高生370円/2時間 一般510円/2時間	36,590円	照明料含む	専用利用 午前8時30分～午後6時 個人利用 午前9時～午後9時
	午後		36,590円		
	夜間		8,640円/1時間		
茨城県 笠松運動公園屋内プール	午前	サブプール 小学生以下 260円/2時間 中・高校生 360円/2時間 大人 510円/2時間	メイン 55,080円 サブ 44,280円	1時間 メイン 1,040円 サブ 380円	午前8時30分～午後8時45分
	午後		78,690円 63,260円		
	夜間		15,740円/1h 12,650円/1h		
茨城県 同峰公園プール	午前	小学生以下100円/2時間 中高生200円/2時間 一般300円/2時間	団体利用 全面 14,860円	照明料含む	午前9時～午後9時
	午後		22,460円		
	夜間		4,490円/1時間		
日立市 かみね市民プール	午前	幼児 無料 小人(小・中学生)110円 大人(高校生以上)420円	29,400円	照明料含む	午前9時～午後8時 コース貸出 1コース 午前4,320円・午後6,480円
	午後		44,100円		
	夜間				

※つくば市は対象施設なし

テニスコート

施設名	区分	個人料金	専用料金	照明料	備考
水戸市 総合運動公園 人工芝12面	1時間 当たり		1面につき 高校生以下 210円 上記以外 350円	1時間につき 1面 600円	4/1～10/30 6:00～21:00
					11/1～3/31平日 9:00～21:00
					11/1～3/31土・日・祝日 6:00～21:00
茨城県 笠松運動公園 ハード14面	早朝	—	—	1時間 1面210円 夏季7～9月220円	午前8時30分～正午
	午前	—	1面1,020円		正午～午後6時
	午後	—	1面1,500円		午後6時～午後9時
	夜間	—	1面330円/1時間		
日立市 市民運動公園 人工芝8面	2時間		1面につき1回 高校生以下 320円 上記以外 640円	1面につき 320円/2時間	午前9時～午後9時
	全日		1面につき1日(午後5時まで) 高校生以下1,120円 上記以外 2,240円		
ひたちなか市 総合運動公園 人工芝11面	2時間	高校生以下 400円 上記以外 810円	団体使用(2面以上) 高校生以下 300円 上記以外 610円	照明設備なし	午前9時～午後5時
	全日	高校生以下 1,600円 上記以外 3,240円	団体使用(2面以上) 高校生以下 1,200円 上記以外 2,440円		
土浦市 新治運動公園 人工芝4面	早朝	—	—	30分 1面215円	午前9時～午後5時
	午前	—	1面860円/2時間		
	午後	—			
	夜間	—	1面1,080円/2時間30分		
つくば市 荃崎運動公園 人工芝6面、クレー2面	早朝	—	—	30分 1面210円	午前9時～午後9時
	午前	—	1面510円/2時間		
	午後	—			
	夜間	—			

青柳公園市民体育館及び総合運動公園体育館

区 分			利用料金 (1時間につき)		
アリーナ	アマチュアスポーツ	バトミントンコート (1面につき)	高校生以下の者のみが利用する場合	200円	
			上記以外の場合	340円	
		3分の1面	高校生以下の者のみが利用する場合	540円	
			上記以外の場合	910円	
		半面	高校生以下の者のみが利用する場合	800円	
			上記以外の場合	1,360円	
	全面	入場料を徴収しない場合	高校生以下の者のみが利用する場合	1,600円	
			上記以外の場合	2,720円	
		入場料を徴収する場合	13,600円		
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合		6,800円	
入場料を徴収する場合		35,360円			
サブアリーナ	アマチュアスポーツ	バトミントンコート (1面につき)	高校生以下の者のみが利用する場合	200円	
			上記以外の場合	340円	
		全面	入場料を徴収しない場合	高校生以下の者のみが利用する場合	600円
				上記以外の場合	1,020円
	入場料を徴収する場合		5,100円		
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合		2,550円	
入場料を徴収する場合		13,260円			
トレーニング室及び卓球室 (1人につき)		高校生以下	60円		
		一般	100円		
研修室及び会議室 (1室につき)		アマチュアスポーツ	560円		
		アマチュアスポーツ以外	1,400円		
放送施設 (1式につき)			100円		

備考

- 1 アリーナ又はサブアリーナを興行、営利又は宣伝を目的として利用をする場合の利用料金の額は、アマチュアスポーツ以外の利用で入場料を徴収する場合の利用料金と同額とする。
- 2 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は、1時間として算定する。
- 3 アリーナ又はサブアリーナにおいて照明を使用する場合は、別に定める実費相当額を加算する。

◎照明料 (1時間につき)

主アリーナ

全面全灯2,700円 全面半灯1,750円 半面全灯1,350円 半面半灯 870円

3分の1面全灯 900円 3分の1面半灯 580円 バトミントン1面半灯 180円

サブアリーナ

全面 650円 バトミントン1面 220円

※利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は1時間として算定する。

市立競技場

施設名	区分					利用時間	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前8時30分から午後9時までの時間(1時間につき)	
						午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前8時30分から午後9時までの時間(1時間につき)		
主 競 技 場	専用 利用	アマ チュ アス ポー ツ	入場料を徴収しない場合	メインスタンドを利用しないとき	小中高生	5,180円	6,910円	10,360円	6,910円	1,380円		
				メインスタンドを利用するとき	一般	8,640円	10,360円	16,150円	10,360円	2,120円		
			入場料を徴収する場合(メインスタンドの利用を含む。)	メインスタンドを利用するとき	小中高生	7,770円	10,360円	15,540円	10,360円	2,070円		
				メインスタンドを利用するとき	一般	12,960円	15,540円	24,220円	15,540円	3,180円		
			入場料を徴収する場合(メインスタンドの利用を含む。)					44,060円	51,840円	90,720円	51,840円	11,400円
	トラック・フィールド					アマチュアスポーツ以外(メインスタンドの利用を含む。)					500,000円又は最高入場料金の200人分のいずれか高い方の額とする。	40,000円
	個人 利用	通常利用(1回につき)	小中高生		160円							
			一般		330円							
		定期利用(1年につき)	小中高生		5,760円							
			一般		11,880円							
	団体 利用 (8人 以上 の団 体に つき)	基本料金	小中高生		1時間につき 860円							
			一般		1時間につき 1,720円							
		超過料金	小中高生		1時間につき 510円							
			一般		1時間につき 860円							
	多目的 室	大	アマチュアスポーツ				3,020円	3,560円	5,690円	3,560円		
			アマチュアスポーツ以外				6,040円	7,120円	11,380円	7,120円		
		中	アマチュアスポーツ				2,070円	2,440円	3,900円	2,440円		
			アマチュアスポーツ以外				4,140円	4,880円	7,800円	4,880円		
		小	アマチュアスポーツ				980円	1,160円	1,850円	1,160円		
			アマチュアスポーツ以外				1,960円	2,320円	3,700円	2,320円		
シャワー室(1室につき)					1,200円	1,200円	2,040円	1,200円				
放送設備(1式につき)					1,720円	2,060円	3,450円	2,060円				
大型映 像装置	アマチュ アスポ ーツ	文字のみを表示する場合			1時間につき 3,000円							
		文字及び映像を表示する場合			1時間につき 6,000円							
	アマチュ アスポ ーツ以 外	文字のみを表示する場合			1時間につき 10,000円							
		文字及び映像を表示する場合			1時間につき 20,000円							

写真判定装置			1日につき 10,000円				
補助競技場	グラウンド	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	860円	1,200円	1,890円	
		アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合	2,590円	3,620円	6,040円	
	アマチュアスポーツ以外			8,640円	12,090円	20,730円	

備考

- トラック・フィールドの午前8時30分から午後9時まで以外の時間の専用利用及び団体利用並びに大型映像装置の利用に係る利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は1時間として算定する。
- トラック・フィールドをアマチュアスポーツに専用利用をする場合で入場料を徴収するとき及びアマチュアスポーツ以外に専用利用をする場合の利用料金の額には、多目的室、シャワー室及び放送設備の利用料金を含むものとする。
- トラック・フィールドの団体利用に係る利用料金は、規定の利用料金の額に、16人以上24人未満の団体にあつては2を、24人以上の団体にあつては3を乗じて得た額とする。
- トラック・フィールドにおいて照明を使用する場合は、別に定める実費相当額を加算する。

照明料 (1時間につき)	全灯 19,210円	2/3灯 15,680円	1/2灯 13,920円
※利用料金に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は1時間として算定する。	1/5灯 10,740円	1/10灯 9,680円	

青柳公園屋内プール

ア 専用利用

区分	利用時間	午前8時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時30分まで	午前8時30分から午後5時30分まで	午前8時30分から午後5時30分まで以外の時間(1時間につき)
	冬期		36,590円	36,590円	65,660円
夏期		27,440円	27,440円	51,840円	6,910円
放送設備(1式につき)		1,720円	1,720円	3,440円	

備考

- 「冬期」とは1月から5月まで及び10月から12月までを、「夏期」とは6月から9月までをいう。
- 午前8時30分から午後5時30分まで以外の時間における利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は、1時間として算定する。
- 興行、営利又は宣伝を目的として専用利用をする場合の利用料金の額は、規定の利用料金の額に10を乗じて得た額とする。

イ 個人利用及び団体利用

区分	利用時間	基本料金(2時間以内)		超過料金(1時間につき)		
		冬期	夏期	冬期	夏期	
個人利用	普通券(1回券)	小学生以下	250円	190円	160円	100円
		中高生	370円	280円	250円	160円
		一般	510円	430円	330円	250円
	回数券(11回券)	小学生以下	2,500円	1,900円	160円	100円
		中高生	3,700円	2,800円	250円	160円
		一般	5,100円	4,300円	330円	250円
団体利用(10人以上1人につき)	小学生以下	210円	160円	120円	80円	
	中高生	330円	250円	190円	160円	
	一般	460円	380円	250円	190円	

備考

- 「冬期」とは1月から5月まで及び10月から12月までを、「夏期」とは6月から9月までをいう。
- 超過時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は、1時間として算定する。

総合運動公園テニスコート 利用料

区 分		利用料金（1時間につき）
1面につき	高校生以下の者のみが利用する場合	210円
	上記以外の場合	350円
放送設備（1式につき）		100円

備考

- 1 興行、営利又は宣伝を目的として利用する場合の利用料金は、規定の利用料金に10を乗じて得た額とする
- 2 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は1時間として算定する。
- 3 照明を利用する場合は、別に定める実費相当額を加算する。

照明料

1時間につきテニスコート1面600円

※利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数は1時間として算定する。

体育施設利用料金の減免取扱基準

対象事業等	減 免 額			
	施設	放送	照明	
市が主催する公共又は公益のために利用するとき	免除	免除	免除	・市が直接運営する事業のみ適用
水戸市体育協会加盟団体が主催する大会のために利用するとき	免除			・1団体年間2回まで適用
内原体育協会加盟団体が主催する大会のために利用するとき	免除	免除	免除	・1団体年間2回まで当分の間適用
内原体育協会加盟団体の練習のために利用するとき	1/2 減額		1/2 減額	・週1回当分の間適用
スポーツ少年団活動のために利用するとき	免除		免除	・年間活動計画で定められた会場・練習日のみ適用
県民総合体育大会のために利用するとき	1/2 減額	1/2 減額		
優れたスポーツに身近に接することのできる機会を充実するため市が誘致した事業	1/2 減額			
本市をホームタウンとしているプロスポーツ団体が試合のために利用するとき	1/2 減額			
福祉の増進、観光の振興、スポーツの振興、青少年の健全育成等の理由により利用料を減免することが特に必要と市長が認めた事業のために利用するとき	市長が 必要と 認め た額	市長が 必要と 認め た額	市長が 必要と 認め た額	

- 2 災害等により応急用の施設として利用するときは、施設、放送、照明等の利用料は徴収しない。



## 使用料調書

使用料名	体育施設使用料(青柳公園市民体育館)
根拠条例等	都市公園条例
担当課	体育施設整備課

使用料の状況				
概要及び単価等	別紙のとおり			
改定の経緯	平成10年度 20%増 平成17年度 20%増 平成22年度 20%増 平成26年度 料金体系の見直し(時間単位料金制の導入や部分利用料金の設定)			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	-	10,584	20,040	10,208
件 数	大会0件, 他個人利用	大会68件, 他個人利用	大会112件, 他個人利用	-
減免の状況	利用料の減免取扱基準内規に基づき減免		年 度	27年度
			金額(千円)	3,419
			件数	33

施設運営コスト(指定管理委託)				
①運営経費(27年度決算)				
区 分	積 算 概 要	金額(千円)		
需用費	消耗品費(792) 印刷製本費(91) 燃料費(871) 電気料(8,444) 水道料(589)	10,787		
委託料	体育施設維持管理業務委託 6件	6,591		
その他の経費	通信運搬費(188) 賃借料(0) 原材料費(0) 手数料(0) 保険料(0) 租税公課(5,900) 負担金(0) 減価償却費(155)	6,243		
計		23,621		
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	2,480	1,677	852	1,670



③人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	団体職員3人×(市民体育館利用者数÷青柳公園利用者数) 27,901,062円×71.6% ※職員3人:青柳公園全体管理	19,977
嘱託員 報酬等		-
臨時職員 賃金等	パート職員(按分計上) 3,934,551円×71.6%	2,817
その他 (報償費)		-
計		22,794

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		50%
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">20,040</span>		
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">23,621</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1,670</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">22,794</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> - <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>		= 41.7%
受益者 負担率 等につい ての考察	受益者負担率は、基準をやや下回っているが、その改善に向けて、既に過去数回の使用料改定を実施しており、これ以上の値上げを実施すると、施設の利用率の低下を招くことが懸念される。そのため、引き続き維持管理費の削減及び利用率の向上に努め、受益者負担率の向上を図っていきたい。	

他市等の状況

別紙のとおり

## 使用料調書

使用料名	体育施設使用料(市立競技場)
根拠条例等	市立競技場条例
担当課	体育施設整備課

使用料の状況					
概要及び単価等	別紙のとおり				
改定の経緯	平成10年度 20%増 平成17年度 20%増 平成22年度 大規模改造に合わせた料金体系の見直し 平成26年度 電気使用料の見直し 1時間当たり全灯16,500→19,210円など				
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均	
決算額(千円)	11,705	12,403	13,297	12,468	
件 数	大会332件, 他個人利用	大会143件, 他個人利用	大会113件, 他個人利用	-	
減免の状況	利用料の減免取扱基準内規に基づき減免			年 度	
				27年度	
				金額(千円)	8,035
				件数	32

施設運営コスト(指定管理委託)				
①運営経費(27年度決算)				
区 分	積 算 概 要		金額(千円)	
需用費	消耗品費(512) 印刷製本費(0) 燃料費(337) 電気料(21,167) 水道料(1,615)		23,631	
委託料	体育施設維持管理業務委託 18件		36,646	
その他の経費	通信運搬費(207) 賃借料(189) 原材料費(188) 手数料(42) 保険料(0) 租税公課(2,594) 負担金(0) 減価償却費(177)		3,397	
計			63,674	
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	379	214	96	230

③人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	団体職員3人	26,654
嘱託員 報酬等		-
臨時職員 賃金等	パート職員1人	1,740
その他 (報償費)		-
計		28,394

受益者負担率

27年度使用料収入額	基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額	50%
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">13,297</span>	
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">63,674</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">230</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">28,394</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> - <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	= 14.4 %

受益者  
負担率  
等につい  
ての考察

受益者負担率は、基準を下回っているが、既に過去数回の使用料改定を実施しており、これ以上の値上げを実施すると、施設の利用率の低下を招くことが懸念される。  
また、県や他市類似施設との比較でも、本市の使用料は高い傾向にあるため、現行の料金を継続しながら、引き続き維持管理費の削減及び利用率の向上に努め、受益者負担率の向上を図っていききたい。

他市等の状況

別紙のとおり

## 使用料調書

使用料名	体育施設使用料(青柳公園屋内プール)
根拠条例等	都市公園条例
担当課	体育施設整備課

使用料の状況				
概要及び単価等	別紙のとおり			
改定の経緯	平成10年度 20%増 平成17年度 20%増 平成22年度 20%増			
年 度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	3,936	3,776	4,388	4,033
件 数	大会23件, 他個人利用	大会18件, 他個人利用	大会8件, 他個人利用	-
減免の状況	利用料の減免取扱基準内規に基づき減免		年 度	27年度
			金額(千円)	-
			件数	-

施設運営コスト(指定管理委託)				
①運営経費(27年度決算)				
区 分	積 算 概 要		金額(千円)	
需用費	消耗品費(136) 印刷製本費(0) 燃料費(7,043) 電気料(3,822) 水道料(3,026)		14,027	
委託料	体育施設維持管理業務委託 6件		7,913	
その他の経費	通信運搬費(74) 賃借料(0) 原材料費(324) 手数料(230) 保険料(0) 租税公課(2,343) 負担金(0) 減価償却費(61)		3,032	
計			24,972	
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	113	388	65	189

③人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	団体職員3人×(屋内プール利用者数÷青柳公園利用者数) 27,901,062円×28.4% ※職員3人:青柳公園全体管理	7,924
嘱託員 報酬等		-
臨時職員 賃金等	パート職員(按分計上) 3,934,551円×28.4%	1,117
その他 (報償費)		-
計		9,041

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		50%
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4,388</span>		
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">24,972</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">189</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9,041</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> - <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>		= 12.8%
受益者 負担率 等につい ての考察	<p>受益者負担率は、基準を下回っているが、既に過去数回の使用料改定を実施しており、これ以上の値上げを実施すると、施設の利用率の低下を招くことが懸念される。</p> <p>また、県や他市類似施設との比較でも、本市の使用料は高い傾向にあるため、現行の料金を継続しながら、引き続き維持管理費の削減及び利用率の向上に努め、受益者負担率の向上を図っていきたい。</p>	

他市等の状況

別紙のとおり

## 使用料調書

使用料名	体育施設使用料(総合運動公園テニスコート)
根拠条例等	都市公園条例
担当課	体育施設整備課

使用料の状況				
概要及び単価等	別紙のとおり			
改定の経緯	平成10年度 20%増 平成17年度 20%増 平成22年度 20%増 平成26年度 料金体系の見直し(1面当たりの時間単位料金制の導入)			
年度	25年度	26年度	27年度	25～27年度平均
決算額(千円)	12,089	12,168	14,132	12,796
件数	大会74件, 他個人利用	大会75件, 他個人利用	大会71件, 他個人利用	-
減免の状況	利用料の減免取扱基準内規に基づき減免		年度	27年度
			金額(千円)	410
			件数	14

施設運営コスト(指定管理委託)				
①運営経費(27年度決算)				
区分	積算概要		金額(千円)	
需用費	消耗品費(485) 印刷製本費(0) 燃料費(29) 電気料(8,185) 水道料(1,168)		9,867	
委託料	体育施設維持管理業務委託 6件		5,562	
その他の経費	通信運搬費(405) 賃借料(0) 原材料費(0) 手数料(0) 保険料(0) 租税公課(4,059) 負担金(0) 減価償却費(322)		4,786	
計			20,215	
②施設修繕料(25～27年度決算の平均)※災害復旧費は除く				
	25年度	26年度	27年度	金額(千円)
	-	-	177	59

③人件費(27年度決算ベース)

区 分	積 算 概 要	金額(千円)
職員 人件費	団体職員9人×(テニスコート利用者数÷総合運動公園利用者数) 76,467,276×43.2% ※職員9人:総合運動公園全体管理	33,034
嘱託員 報酬等		-
臨時職員 賃金等	パート職員4名(按分計上)	5,449
その他 (報償費)		-
計		38,483

受益者負担率

27年度使用料収入額		基準
①運営経費+②施設修繕料+③人件費+④公債費-⑤繰出基準額		50%
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">14,132</span>		
= <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">20,215</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">59</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">38,483</span> + <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> - <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>		= 24.1%
受益者 負担率 等につい ての考察	<p>受益者負担率は、基準を下回っているが、既に過去数回の使用料改定を実施しており、これ以上の値上げを実施すると、施設の利用率の低下を招くことが懸念される。</p> <p>また、県や他市類似施設との比較でも、本市の使用料は高い傾向にあるため、現行の料金を継続しながら、引き続き維持管理費の削減及び利用率の向上に努め、受益者負担率の向上を図っていきたい。</p>	

他市等の状況

別紙のとおり

水戸市国際交流センター条例 抜粋

(目的以外の使用)

第12条 指定管理者は、別表に掲げるセンターの施設を第3条に規定する事業の実施を妨げない限度において、第2条に規定する設置目的以外の目的に使用させることができる。

2 前項の規定において準用する第7条第1項の規定により目的以外の使用の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表 (第12条関係)

施設名	使用時間			
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
多目的ホール	3,600円	4,800円	4,800円	13,200円
研修室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円
実習室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円
調理室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円
和室	1,200円	1,800円	1,800円	4,800円

水戸市男女平等参画センター条例 抜粋

(使用料)

第8条の2 使用者のうち大会議室の使用の許可を受けたものは、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(目的以外の使用)

第10条 市長は、別表に掲げるセンターの施設を第3条に規定する事業の実施を妨げない限度において、第2条に規定する設置目的以外の目的に使用させることができる。

2 前項の規定において準用する第5条第1項の規定により目的以外の使用の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表 (第8条の2, 第10条関係)

施設名	使用時間			
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
小研修室	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円
中研修室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円
大研修室	3,600円	4,800円	4,800円	13,200円
大会議室	6,500円	9,500円	12,000円	28,000円



## 水戸市福祉ボランティア会館条例 抜粋

(目的以外の使用)

第12条 指定管理者は、別表に掲げる会館の施設を第3条に規定する事業の実施を妨げない限度において、第2条に規定する設置目的以外の目的に使用させることができる。

- 2 前項の規定において準用する第7条第1項の規定により目的以外の使用の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表 (第12条関係)

施設名 \ 使用時間	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
大研修室	3,600円	4,800円	4,800円	13,200円
中研修室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円
小研修室	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円
視聴覚室	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円
実技研修室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円
調理実習室	1,800円	2,400円	2,400円	6,600円

## 水戸市老人福祉センター条例 抜粋

(使用できる者)

第7条 センターを使用できる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住する60歳以上の者
- (2) 第3条に規定する事業の促進に寄与すると市長が認める団体
- (3) 市内に居住する60歳未満の者又は市外に居住する者で、市長が特に認めるもの

(使用料)

第12条 センターの使用料は、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 前項の使用料は、センターを使用する際に納付しなければならない。

(目的以外の使用)

第14条の2 指定管理者は、別表第2に掲げる水戸市南部老人福祉センター及び水戸市末広老人福祉センターの施設を第3条に規定する事業の実施を妨げない限度において、第2条に規定する設置目的以外の目的に使用させることができる。

2 (略)

- 3 前項の規定において準用する第8条第1項の規定により目的以外の使用の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

別表第1 (第12条関係)

区分	使用料	入浴施設を使用する場合の加算額
第7条第1号に掲げる者	無料	100円
第7条第2号に掲げる者	無料	入浴する者1人につき 100円
第7条第3号に掲げる者	300円	100円

注 市長は、入浴施設を使用する場合の加算額を納付するための回数券(7回券, 500円)を発行することができる。

別表第2 (第14条の2関係)

施設名	使用料			
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
研修室	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円
多目的ホール	3,600円	4,800円	4,800円	13,200円
実習室	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円
和室			2,400円	

水戸市障害者教養文化体育施設条例(サン・アビリティーズ) 抜粋

(目的以外の使用)

第13条 指定管理者は、別表に掲げる教養文化体育施設の施設を第3条に規定する事業の実施を妨げない限度において、第2条に規定する設置目的以外の目的に使用させることができる。

2 前項の規定において準用する第8条第1項の規定により目的以外の使用の許可を受けた者は、当該許可を受けた際に、別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表 (第13条関係)

施設名		使用時間		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
		全面	片面				
体育室	全面			2,500円	3,700円	5,000円	11,200円
	片面			1,250円	1,850円	2,500円	5,600円
研修室				1,250円	1,850円	2,500円	5,600円
音楽室				600円	750円	1,250円	2,600円
教養文化室(和室)				850円	1,000円	1,500円	3,350円
多目的ホール				600円	750円	1,250円	2,600円

水戸市森林公園条例(森の交流センター) 抜粋

(使用の許可)

第7条 森林公園の施設のうち有料で使用を許可するものは、別表に掲げるとおりとする。

(使用料)

第10条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表(第7条, 第10条関係)

施設の名称	有料施設の名称	使用料(1時間につき)
森の交流センター	多目的室	500円
	加工体験工房	600円
	大ホール	1,000円
	体験実習室	400円
自然環境活用センター	研修室	500円
	集会室	300円

備考 営利を目的として使用する場合は、規定の使用料の200パーセントを加算した額とする。

※ 市が使用しないときのみ使用の許可を行う施設である。

水戸市園芸指導センター条例 抜粋

(施設の使用)

第5条 センターの施設は、前条に規定する事業に差し支えない限度において使用させることができる。

(使用料)

第7条 第5条に規定する使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

別表(第7条関係) 1 研修室使用料

区分	午前	午後	全日
	9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~17:00
研修室	1,500円	1,700円	3,200円

参 考

水戸市行政財産使用料徴収条例 抜粋

別表

種別	使用の区分	使用料の額	期間
土地	(1) 資材置き場、工作物等の敷地として使用する場合	次の式により算出した額 評価額×(4/100)×(使用面積/延面積)	1年
	(2) 職員その他規則で定める者が通勤のために駐車場として使用する場合	車両1台につき 2,000円	1月
建物	(1) 建物の全部を使用する場合	次の式により算出した額 評価額×(7/100) + 建物の敷地の使用に応じた土地について土地の部(1)の項に定めるところにより算出した額	1年
	(2) 建物の一部を使用する場合	次の式により算出した額 評価額×(7/100)×(使用床面積/延床面積) + 建物の使用床面積に相当する土地について土地の部(1)の項に定めるところにより算出した額	1年
工作物	赤塚駅自由通路において広告を表示するために使用する場合	1平方メートルにつき 1,100円	1日

水戸市道路占用料条例 抜粋  
別表

占用物件		単位	期間	占用料金	
電柱, 電線, 変 圧塔, 郵便差出 箱, 公衆電話 所, 広告塔など	電柱	1本	1年	870	
	共架電柱	1本	1年	610	
	電話柱	1本	1年	320	
	共架電話柱	1本	1年	220	
	その他の柱類	1本	1年	910	
	変圧塔類, 公衆電話所	1基	1年	990	
	広告塔	1平方メートル	1年	3,360	
	送電塔	1平方メートル	1年	640	
	その他のもの	線類等長さを基準	1メートル	1年	64
バス待合所等面積を基準		1平方メートル	1年	990	
水管, 下水道 管, ガス管など	水道, 電 気, ガス 事業等	外径が0.15メートル未満	1メートル	1年	64
		外径が0.15メートル以上0.30メートル未満	1メートル	1年	130
		外径が0.30メートル以上	1メートル	1年	320
	その他の もの	外径が0.15メートル未満	1メートル	1年	99
		外径が0.15メートル以上0.30メートル未満	1メートル	1年	200
		外径が0.30メートル以上	1メートル	1年	490
地下街, 地下 室, 通路, 浄化 槽など	通路, 上空又は地下に設ける通路	1平方メートル	1年	1,680	
	地下施設類, その他	1平方メートル	1年	990	
露店, 商品置場 など	一時的に設けるもの(露店類)	1平方メートル	1年	3,080	
	その他(商店置場類)	1平方メートル	1年	3,080	
上記以外の施設	看板	1平方メートル	1年	1,900	
	突出看板	1平方メートル	1年	1,330	
	電柱 電話柱	添架広告	1平方メートル	1年	1,330
		巻付広告	1平方メートル	1年	665
	標識類	1本	1年	790	
	アーチ	1基	1年	33,600	
	工事用材料(足場, 仮囲等)	1平方メートル	1年	3,920	

水戸市都市公園条例 抜粋

別表第3

1 公園施設を設け、又は管理して都市公園を使用する場合

区分		単位	期間	使用料
土地を使用する場合	(1) 区域を指定したとき	1平方メートル	1月	5円
	(2) 売店	1平方メートル	1月	60円
	(3) 仮設の公園施設	1平方メートル	1日	40円
公園施設を使用する場合		1平方メートル	1月	60円

2 都市公園を占有する場合

占有物件			単位	期間	占有料
電柱類	電柱		1本	1年	870円
	共架電柱		1本	1年	610円
	電話柱		1本	1年	320円
	共架電話柱		1本	1年	220円
	その他の柱類		1本	1年	910円
鉄塔類			1平方メートル	1年	640円
地下埋設物	国の行う事業のため設置する工作物等	外径が0.15メートル未満	1メートル	1年	64円
		外径が0.15メートル以上0.30メートル未満	1メートル	1年	130円
		外径が0.30メートル以上	1メートル	1年	320円
	その他のもの	外径が0.15メートル未満	1メートル	1年	99円
		外径が0.15メートル以上0.30メートル未満	1メートル	1年	200円
		外径が0.30メートル以上	1メートル	1年	490円
電線類			1メートル	1年	64円
標識類			1本	1年	790円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場など			1平方メートル	1年	990円
郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所			1基	1年	990円
競技会、集会、展示会、博覧会などの催しのため設けられる仮設工作物			1平方メートル	1日	40円
工事用板囲い、足場、詰所、土石、竹木、瓦など			1平方メートル	1日	30円

3 第7条第1項各号に掲げる行為をする場合

行為		単位	期間	使用料
物品の販売、募金その他これらに類する行為		1月未満の場合	1日	500円
		1月以上の場合	1日	200円
業として写真又は映画を撮影すること	写真の撮影	写真機1台	1日	100円
	映画の撮影		1日	5,000円
競技会、展示会、博覧会これらに類する催し		1平方メートル	1日	40円
興行			1日	5,000円
有料公園施設内に広告を表示すること		1平方メートル	1月	3,000円